

議案第63号

飛騨市行政区等設置条例の一部を改正する条例について

飛騨市行政区等設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和5年6月13日提出

飛騨市長 都 竹 淳 也

提案理由

行政区の区域の変更に伴う改正

飛驒市行政区等設置条例の一部を改正する条例

飛驒市行政区等設置条例（平成16年飛驒市条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表神岡振興事務所の部中

「

上村区	神岡町小萱、丸山、野首の全部
-----	----------------

」を

「

上小萱区	神岡町小萱の一部
丸山区	神岡町丸山の全部
野首区	神岡町野首の全部
下小萱区	神岡町小萱の一部

」に改める。

附 則

この条例は、令和5年7月1日から施行する。

飛騨市行政区等設置条例新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

現 行			改正案		
本則・附則 略 別表（第2条関係）			本則・附則 略 別表（第2条関係）		
所管する事務所名	区名	区域	所管する事務所名	区名	区域
本庁の部～宮川振興事務所の部 略			本庁の部～宮川振興事務所の部 略		
神岡振興事務所	本町通り地区の項～吉田区の項 略		神岡振興事務所	本町通り地区の項～吉田区の項 略	
	上村区	神岡町小萱、丸山、野首の全部		上小萱区	神岡町小萱の一部
	_____	_____		丸山区	神岡町丸山の全部
	_____	_____		野首区	神岡町野首の全部
	_____	_____		下小萱区	神岡町小萱の一部
	殿区の項～袖川区の項 略			殿区の項～袖川区の項 略	

条例関係議案要旨

議案名	飛騨市行政区等設置条例の一部を改正する条例について
担当部	神岡振興事務所
提案理由	行政区の区域の変更に伴う改正
制定改廃の根拠等	市独自の改正
条例の概要	<p>神岡町小萱、丸山、野首の全区域で上村区を構成していたが、区域を細分化し、4つの区（上小萱、丸山、野首、下小萱）に再編成するもの。</p> <p>【背景及び経緯】</p> <p>令和5年2月、上村振興会副会長より同振興会を今年度末で解散し各単位区での活動に切り替えたい旨の申し出あり。</p> <p>同地区は平成28年より4地区をまとめ「上村振興会」として活動を行ってきたが平成30年以降、高齢化等の事情により役員の改選ができておらず、新たな役職の受け手が見つからないまま現在に至っていることから、地区の申し出に基づき条例改正を行うもの。</p>
市民への影響等	地区の要望に沿った改正のため特に影響はなし
施行日	令和5年7月1日
備考	<p>(神岡町小萱、丸山、野首地内行政区位置図)</p> 